

「証券決済制度改革推進会議」（第 10 回）議事要旨

【開催日時】 平成 20 年 10 月 15 日（水）午後 3 時～4 時

【場 所】 日本証券業協会 第 1 会議室

【議 題】 1. 株券電子化の準備状況等について

（１）「株券電子化に伴う今後の実務検討項目の洗出し・中心的検討体」の改訂について

（２）準備状況、今後の対応及び電子化実施に対する意見

①(株)証券保管振替機構

②日本証券業協会

③全国銀行協会

④中央三井信託銀行(株)

⑤日本経済団体連合会

2. 次回「証券受渡・決済制度改革懇談会」におけるプレスリリース・対外広報資料案について

3. その他

【議事要旨】

1.

株券電子化の準備状況等について

（１）「株券電子化に伴う今後の実務検討項目の洗出し・中心的検討体」の改訂について

事務局が各項目の改訂箇所について報告を行った。

（２）準備状況、今後の対応及び電子化実施に対する意見

①証券保管振替機構

斉藤経営企画部長より以下の報告があった。

・業務面でもシステム面でも現在は、最後の局面に入ってきている。

業務面では、8 月までのところで業務処理要領を公表しており、現在は参加同意に関する手続き事務や実施間際の預託集中による混乱を回避するための対応を進めている。

・制度参加手続関係では、機構加入者となる約 270 社の口座開設手続は 8 月末までに終了しているが、外国間接口座管理機関として参加希望している数十社については、現在、手続を進めているところである。また、発行会社の同意手続では、約 4,000 社弱ある上場会社のうち、のこり 20 数社となっているが、今月中にはその大半の手続が完了する見込みとなっている。

・預託の状況としては、この半年間で約 100 億株の預託があり、9 月末現在の

預託率は約 87%、不所持分約 170 億株を発行済株式総数から控除した実質的な預託率は約 91%となっている。

10月からは、事前に預託量を報告いただく運用を実施しており、1日の最大処理量を1万5千件と想定しているが、関係者の協力により1日7～8千件で推移している。

- ・システムの準備状況としては、先行稼働と全面稼働の2つに分類されるが、先行稼働については、すでに9月1日から加入者情報システムの本番運用を開始し、10月27日以降に到来する権利確定日等から、新しい総株主通知の仕組みを利用して行う実質株主通知に向けて、最終の準備を進めているところである。
- ・全面稼働については、総合テストを5月から11月で全13回予定しており、9月の前半で接続確認テストは終了し、後半の業務確認テストは、全8回中、5回目が終了している。これまでの消化率は97.6%であり、今のところ、問題のある参加者はいない。
- ・全面稼働時コンティンジェンシー・プランについては10月初旬に関係者に公表を行った。

②日本証券業協会

中村市場企画部長より以下の報告があった。

- ・本年5月に信託銀行、証券保管振替機構、全銀協等と「株式等の振替実務に関する検討会」を立ち上げ、今月3日に電子化後の振替実務に関する「基本的考え方」について会員通知を行った。
- ・この「基本的考え方」等について、東京など全国9会場で証券会社の実務者向け説明会を行っているところである。
- ・説明会で寄せられた質問等を「Q & A」に取りまとめ、今後、証券会社に通知したい。
- ・振替実務以外では、各種帳票類の整理や各種手続きについても信託銀行、証券振替機構、株式懇話会と調整し、順次、会員通知を行う予定である。
- ・保振の制度外では、特別株主申し出の簡略化スキームを10月7日に会員通知を行った。
- ・振替株式、振替新株予約権付社債の発行時DVPに関しての標準的事務指針についても近々、通知ができる準備が整った。
- ・株式等振替決済口座約款については、モデル案の改正作業の大詰めであり、10月中に会員通知を行う予定である。

③全国銀行協会

大野業務部審議役補より以下の報告があった。

- ・移行対応及び新制度後の担保取引の事務フローについては、協会として検討を終え、後は個別行の対応を今年は進めている。
- ・7月に会員行180行を対象にアンケートを行ったが、そのうち株式を利用した担保取引を取り扱っているのが120数行ある。
既存株式担保取引についての移行対応は、9月末までに終了している銀行は84%程度あり、残りについても10月までに終了するとしている。
- ・担保権設定者への説明は、既に終了しているところが3割程度、9月までに終了しているという銀行も合わせると、9割程度が既に終了している。
- ・顧客の事情によっては、預託手続きができない株券があるが、どの程度のものが預託できないのか洗出しをお願いしているところである。
- ・預託できない株券については、特例登録質対応も含め、何らかの移行処理が必要となるが、この処理手続きについては、関係者と具体的手続きについて整理していくこととする。
- ・実務検討の洗出し項目の中で未決事項である移行後の新制度における株式担保の事務フローであるが、先般、「想定事務フロー」をすでに策定しており、日証協の振替実務の検討結果を踏まえ、若干の修正を行う予定である。

④中央三井信託銀行

櫻井証券代行部調査役から以下の報告があった。

信託協会会長行として、株主名簿管理人業務の進捗状況について報告する。

- ・証券代行機関として電子化の対応全般、事前準備対応、システム開発、保振とのテスト状況及び発行会社との対応については、引き続き、足並みはほぼ揃っており、現時点で大きな問題はないと考えている。
- ・各社のシステム開発については、いわゆる総合テストの段階に入っており、概ね10月末までにかけてテストシナリオの検証をし、プログラム確認や業務間の連携確認に注力している状況である。
- ・事務体制については、現在、各社とも事務マニュアルの制定等の準備を進めており、研修等についても順次、可能なところから開始している。
- ・現在、関係者（機構・日証協・株懇）と一部残っている実務詳細項目の最終調整を実施しているところである。
- ・移行準備については、切替移行計画の策定、切替時のコンティンジェンシー・プランの制定等を含め、各代行機関の間では、予定どおり制定を進めている状況である。
- ・特別口座管理機関業務の進捗については、当該業務における金融商品取引法の位置付けについて、金融庁宛に照会させていただき、整理を行った。
- ・特別口座開設のご案内については、2月に発信したいと考えており、記載項目については、最終的に株懇と調整している。

- ・特別口座の事務取扱指針や帳票類については、関係者と詰めており、最終的にどの項目を記載するか株懇と調整している。
- ・名義書換失念の救済についても株懇の意見募集を踏まえ、10月17日に決定されると覗っている。
- ・特別口座管理機関の契約については、信託協会で作成参考書式を作成し、弁護士の意見を取り入れながら、信託協会で確定する。
- ・今後、制度施行日までのスケジュール管理を徹底して、株主名簿管理人として、株券電子化の円滑な移行に向けて取り組んでいきたい。

⑤日本経済団体連合会

阿部経済第二本部長から以下の報告があった。

- ・発行体としての実務的対応については、東京株式懇話会を中心に株懇にお願いしており、中央三井信託銀行からの説明等があったとおり、概ね目途が付いた。年内には、全株懇の理事会で決定できると考えている。
- ・会員企業を通じた株主周知については、昨年同様、株主総会の招集通知に必要な文書等を挟み込むことを5月の常任理事会でお願いしている。
- ・まだ預託されていない株式の中で経団連の会員企業で滞っているものがあれば、個別に連絡等をさせていただく。

質疑応答

(質問)

- ・周知・啓蒙活動の点だが、外国人投資家、米、欧、アジアにいる日本株に投資している人に対し、事務局なり日証協、または保振なりで今後、対応する計画はあるのか。それとも常任代理人なり、外国人を扱っている各社に一任するつもりか。

(回答)

- ・日証協としては、外国人を対象にした特別な対応は予定していない。投資家向けの広報活動自体は推進センターが担当であるが、これに特化した話は、協会としては聞いていない。
- ・推進センターとしては、今年の初めに英文版「よくあるQ & A」をホームページにアップをしたが、それ以降は、具体的なものは上がっていない。

2. 次回「証券受渡・決済制度改革懇談会」におけるプレスリリース・対外公表資料案について

- ・事務局から次回懇談会におけるプレスリリース・対外公表資料案について説明を行った。

以 上